



介護福祉士修学資金借用証書

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

借用金額 1,680,000円

私は、修学生として上記金額を次のように借り受け、この資金は、本借用証書記載に各条項を厳守するほか介護福祉士修学資金等貸付規定等の規定に従い返還いたします。

月額	50,000 円		
借受日	本契約月を第一回として以降6か月分を毎年4月と10月に借り受ける		
入学準備金	借入額 200,000 円	借受日	第1回目の借受日
就職準備金	借入額 200,000 円	借受日	卒業月
国家試験対策費用1	借入額 40,000 円	借受日	卒業年度及びその前年度の最初の貸付月
国家試験対策費用2	借入額 40,000 円	借受日	卒業年度及びその前年度の最初の貸付月
生活費加算月額	借入額 0 円	借受日	月額借受日に同じ
貸付利子	無利子		
借用期間	令和5年4月 から 令和7年3月		

借受人

住所 千葉県我孫子市新木野 4-23-5

氏名 LE THUY DUNG

生年月日 昭和 ・ 平成 14 年 4 月 27 日 (21 歳)

(実印)

連帯保証人

住所 千葉県我孫子市布佐 834-28

氏名 医療法人社団 創造会

理事長 土井 紀弘

TEL 04-7189-1111

(実印)

借受人が本借用証書により借り受けることについて同意します。

借受人の法定代理人

住所

氏名

(実印)

借受人との関係

借受人の法定代理人

住所

氏名

(実印)

借受人との関係

(貸付の目的)

第1条 この貸付は、介護福祉士及び社会福祉士(以下「介護福祉士等」という。)を養成する県内の学校、養成施設に在学する者等で将来県内において介護福祉士等の業務に従事しようとするものに対し修学資金を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もって福祉・介護人材育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

(貸付決定の解除)

第2条 千葉県社会福祉協議会(以下「協議会」という。)は、修学資金の貸付を受けた者(以下「借受人」という。)に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、貸付の決定を取消すものとする。この場合において、協議会は、該当事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付を行わないものとする。

- 一 退学したとき。
- 二 心身の故障のための修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- 三 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- 四 死亡したとき
- 五 その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

2 協議会は、借受人が休学し、又は停学の処分を受け、あるいは一ヶ月以上引き続いて欠席したときは、これらの事由の生じた日の属する月の翌月分から当該事由の解消した日の属する月の翌月分から当該事由の解消した日の属する月の分まで貸付けを行わないことができる。

3 協議会は、借受人に正当な理由がなく、次条の届出義務に違反したときは、修学資金の貸付を一時保留することができる。

(届出義務)

第3条 借受人は、次に掲げる事情が生じた場合には、その旨を直ちに協議会に届け出なければならない。

- 一 借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他の重要な事項に変更があったとき。
- 二 借受人が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
- 三 借受人が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。
- 四 借受人が留年したとき。
- 五 修学資金の借受けを辞退するとき。

2 借受人は、返還の義務を負うことがなくなるまで、毎年3月31日現在の現況報告書(現況報告書・業務従事期間証明書)を協議会に提出しなければならない。

3 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに協議会に届け出なければならない。

4 第1項及び前項による届け出は、借り受けた修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

5 借受人が、県内において介護福祉士等の業務に従事したときや業務従事先を変更したときは業務従事届(現況報告書・業務従事期間証明書)により、直ちに協議会に届け出なければならない。

(勤務期間の計算)

第4条 修学資金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、介護福祉士等の業務に従事した日の属する月から業務しなくなった日の前日の属する日までの月数による。

(返還)

第5条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から月賦又は半年賦の均等払い方式により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。なお、返還額の上限は、月賦の場合にあっては3万円、半年賦の場合にあっては18万円とする。

- 一 貸付契約が解除されたとき。
- 二 介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、又は県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- 三 県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- 四 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(延滞利子)

第6条 修学資金の貸付を受けた者が正当な理由がなく貸付金を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

(返還債務の当然免除)

第7条 協議会は、借受人に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- 一 介護福祉士養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務に従事し、かつ介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、引き続き5年(過疎地域において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者が返還免除対象業務に従事した場合にあっては、3年という。)の間、引き続き、これらの業務に従事したとき
- 二 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務を継続して従事することができなくなったとき

(返還の債務の履行猶予)

第8条 協議会は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号にあげる事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができる。

- 一 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設に在学しているとき
- 二 貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業後、引き続き、他種の養成施設等において修学しているとき

(個人情報の取扱い)

第9条 協議会では、個人情報について「千葉県社会福祉協議会個人情報保護規程」及び「千葉県社会福祉協議会におけるコンピュータ情報システムの運用管理に関する規程」を定め、協議会はこの各規程に基づいて個人情報を取り扱うものとする。借受人、連帯借受人及び連帯保証人は個人情報がこの各規程に基づいて取り扱われることについて同意するものとする。

【貸付金の振込先】

金融機関名	(店番号) 支店名	預金種目	口座番号	(フリガナ) 口座名義
京葉 銀行・信金 信組・農・漁協	(281) 印西 (支店) 出張所	普通・当座	5830582	(レトウィズン) レトウィズン

記載事項を確認の上、本借用証書の写しを受領しました。

2023年 7月 5日

借受人

LE THUY DUNG



(養成校：江戸川学園おおたかの森専門学校 貸付番号：R5-K-0238 氏名：LE THI THU THAO)

介護福祉士修学資金借用証書

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

借用金額 1,680,000円

私は、修学生として上記金額を次のように借り受け、この資金は、本借用証書記載に各条項を厳守するほか介護福祉士修学資金等貸付規定等の規定に従い返還いたします。

月額	50,000 円		
借受日	本契約月を第一回として以降6か月分を毎年4月と10月に借り受ける		
入学準備金	借入額 200,000 円	借受日	第1回目の借受日
就職準備金	借入額 200,000 円	借受日	卒業月
国家試験対策費用1	借入額 40,000 円	借受日	卒業年度及びその前年度の最初の貸付月
国家試験対策費用2	借入額 40,000 円	借受日	卒業年度及びその前年度の最初の貸付月
生活費加算月額	借入額 0 円	借受日	月額借受日に同じ
貸付利子	無利子		
借用期間	令和5年4月 から 令和7年3月		

借受人

住所 千葉県我孫子市新木野 4-33-7

氏名 LE THI THU THAO

(実印)

生年月日 昭和 ・ 平成 11年 5月 25日 (24 歳)

連帯保証人

住所 千葉県我孫子市箱根 834-28

医療法人社団 創造会

氏名 理事長 井紀弘

TEL 04-7189-1111

(実印)

借受人が本借用証書により借り受けることについて同意します。

借受人の法定代理人

住所

氏名

(実印)

借受人との関係

借受人の法定代理人

住所

氏名

(実印)

借受人との関係

(貸付の目的)

第1条 この貸付は、介護福祉士及び社会福祉士(以下「介護福祉士等」という。)を養成する県内の学校、養成施設に在学する者等で将来県内において介護福祉士等の業務に従事しようとするものに対し修学資金を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もって福祉・介護人材育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

(貸付決定の解除)

第2条 千葉県社会福祉協議会(以下「協議会」という。)は、修学資金の貸付を受けた者(以下「借受人」という。)に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、貸付の決定を取消すものとする。この場合において、協議会は、該当事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付を行わないものとする。

- 一 退学したとき。
- 二 心身の故障のための修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- 三 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- 四 死亡したとき
- 五 その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

2 協議会は、借受人が休学し、又は停学の処分を受け、あるいは一ヶ月以上引き続いて欠席したときは、これらの事由の生じた日の属する月の翌月分から当該事由の解消した日の属する月の翌月分から当該事由の解消した日の属する月の分まで貸付けを行わないことができる。

3 協議会は、借受人に正当な理由がなく、次条の届出義務に違反したときは、修学資金の貸付を一時保留することができる。

(届出義務)

第3条 借受人は、次に掲げる事情が生じた場合には、その旨を直ちに協議会に届け出なければならない。

- 一 借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他の重要な事項に変更があったとき。
- 二 借受人が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
- 三 借受人が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。
- 四 借受人が留年したとき。
- 五 修学資金の借受けを辞退するとき。

2 借受人は、返還の義務を負うことがなくなるまで、毎年3月31日現在の現況報告書(現況報告書・業務従事期間証明書)を協議会に提出しなければならない。

3 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに協議会に届け出なければならない。

4 第1項及び前項による届け出は、借り受けた修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

5 借受人が、県内において介護福祉士等の業務に従事したときや業務従事先を変更したときは業務従事届(現況報告書・業務従事期間証明書)により、直ちに協議会に届け出なければならない。

(勤務期間の計算)

第4条 修学資金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、介護福祉士等の業務に従事した日の属する月から業務しなくなった日の前日の属する日までの月数による。

(返還)

第5条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から月賦又は半年賦の均等払い方式により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。なお、返還額の上限は、月賦の場合にあっては3万円、半年賦の場合にあっては18万円とする。

- 一 貸付契約が解除されたとき。
- 二 介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、又は県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- 三 県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- 四 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(延滞利子)

第6条 修学資金の貸付を受けた者が正当な理由がなく貸付金を返還しなければならぬ日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

(返還債務の当然免除)

第7条 協議会は、借受人に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- 一 介護福祉士養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務に従事し、かつ介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、引き続き5年(過疎地域において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者が返還免除対象業務に従事した場合にあっては、3年という。)の間、引き続き、これらの業務に従事したとき
- 二 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務を継続して従事することができなくなったとき

(返還の債務の履行猶予)

第8条 協議会は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号にあげる事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができる。

- 一 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設に在学しているとき
- 二 貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業後、引き続き、他種の養成施設等において修学しているとき

(個人情報の取扱い)

第9条 協議会では、個人情報について「千葉県社会福祉協議会個人情報保護規程」及び「千葉県社会福祉協議会におけるコンピュータ情報システムの運用管理に関する規程」を定め、協議会はこの各規程に基づいて個人情報を取り扱うものとする。借受人、連帯借受人及び連帯保証人は個人情報がこの各規程に基づいて取り扱われることについて同意するものとする。

【貸付金の振込先】

金融機関名	(店番号) 支店名	預金種目	口座番号	(フリガナ) 口座名義
千葉銀行・信金 信組・農・漁協	(281) 印西 支店 出張所	普通・当座	5832292	(レイ トウ タ) レイ トウ タ

記載事項を確認の上、本借用証書の写しを受領しました。

2023 年 7 月 5 日

借受人

LE THI THU THAO



介護福祉士修学資金借用証書

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

借用金額 1,680,000円

私は、修学生として上記金額を次のように借り受け、この資金は、本借用証書記載に各条項を厳守するほか介護福祉士修学資金等貸付規定等の規定に従い返還いたします。

月額	50,000 円		
借受日	本契約月を第一回として以降6か月分を毎年4月と10月に借り受ける		
入学準備金	借入額 200,000 円	借受日	第1回目の借受日
就職準備金	借入額 200,000 円	借受日	卒業月
国家試験対策費用1	借入額 40,000 円	借受日	卒業年度及びその前年度の最初の貸付月
国家試験対策費用2	借入額 40,000 円	借受日	卒業年度及びその前年度の最初の貸付月
生活費加算月額	借入額 0 円	借受日	月額借受日に同じ
貸付利子	無利子		
借用期間	令和5年4月 から 令和7年3月		

借受人

住所 千葉県我孫子市新木野 3-18-6

氏名 NGUYEN THI THANH HUONG

生年月日 昭和 ・ 平成 9 年 8 月 11 日 (26 歳)



連帯保証人

住所 千葉県我孫子市布佐 834-28

氏名 医療法人社団 創造会

理事長 土井 紀弘

TEL 04-7189-1111



借受人が本借用証書により借り受けることについて同意します。

借受人の法定代理人

住所

氏名

(実印)

借受人との関係

借受人の法定代理人

住所

氏名

(実印)

借受人との関係

(貸付の目的)

第1条 この貸付は、介護福祉士及び社会福祉士(以下「介護福祉士等」という。)を養成する県内の学校、養成施設に在学する者等で将来県内において介護福祉士等の業務に従事しようとするものに対し修学資金を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もって福祉・介護人材育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

(貸付決定の解除)

第2条 千葉県社会福祉協議会(以下「協議会」という。)は、修学資金の貸付を受けた者(以下「借受人」という。)に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、貸付の決定を取消すものとする。この場合において、協議会は、該当事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付を行わないものとする。

- 一 退学したとき。
- 二 心身の故障のための修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- 三 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- 四 死亡したとき
- 五 その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

2 協議会は、借受人が休学し、又は停学の処分を受け、あるいは一ヶ月以上引き続いて欠席したときは、これらの事由の生じた日の属する月の翌月分から当該事由の解消した日の属する月の翌月分から当該事由の解消した日の属する月の分まで貸付けを行わないことができる。

3 協議会は、借受人に正当な理由がなく、次条の届出義務に違反したときは、修学資金の貸付を一時保留することができる。

(届出義務)

第3条 借受人は、次に掲げる事情が生じた場合には、その旨を直ちに協議会に届け出なければならない。

- 一 借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他の重要な事項に変更があったとき。
- 二 借受人が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
- 三 借受人が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。
- 四 借受人が留年したとき。
- 五 修学資金の借受けを辞退するとき。

2 借受人は、返還の義務を負うことがなくなるまで、毎年3月31日現在の現況報告書(現況報告書・業務従事期間証明書)を協議会に提出しなければならない。

3 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに協議会に届け出なければならない。

4 第1項及び前項による届け出は、借り受けた修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

5 借受人が、県内において介護福祉士等の業務に従事したときや業務従事先を変更したときは業務従事届(現況報告書・業務従事期間証明書)により、直ちに協議会に届け出なければならない。

(勤務期間の計算)

第4条 修学資金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、介護福祉士等の業務に従事した日の属する月から業務しなくなった日の前日の属する日までの月数による。

(返還)

第5条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から月賦又は半年賦の均等払い方式により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。なお、返還額の上限は、月賦の場合にあっては3万円、半年賦の場合にあっては18万円とする。

- 一 貸付契約が解除されたとき。
- 二 介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、又は県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- 三 県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- 四 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(延滞利子)

第6条 修学資金の貸付を受けた者が正当な理由がなく貸付金を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

(返還債務の当然免除)

第7条 協議会は、借受人に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- 一 介護福祉士養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務に従事し、かつ介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、引き続き5年(過疎地域において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者が返還免除対象業務に従事した場合にあっては、3年という。)の間、引き続き、これらの業務に従事したとき
- 二 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務を継続して従事することができなくなったとき

(返還の債務の履行猶予)

第8条 協議会は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号にあげる事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができる。

- 一 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設に在学しているとき
- 二 貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業後、引き続き、他種の養成施設等において修学しているとき

(個人情報の取扱い)

第9条 協議会では、個人情報について「千葉県社会福祉協議会個人情報保護規程」及び「千葉県社会福祉協議会におけるコンピュータ情報システムの運用管理に関する規程」を定め、協議会はこの各規程に基づいて個人情報を取り扱うものとする。借受人、連帯借受人及び連帯保証人は個人情報がこの各規程に基づいて取り扱われることについて同意するものとする。

【貸付金の振込先】

金融機関名	(店番号) 支店名	預金種目	口座番号	(フリガナ) 口座名義
千葉 銀行・信金 信組・農・漁協	(281) 印西 (支店) 出張所	普通 当座	5829692	(ゲンティ マン パン) ゲンティ マン パン

記載事項を確認の上、本借用証書の写しを受領しました。

2023 年 7 月 5 日

借受人

NGUYEN THI THANH HUONG



介護福祉士修学資金借用証書

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

借用金額 1,680,000円

私は、修学生として上記金額を次のように借り受け、この資金は、本借用証書記載に各条項を厳守するほか介護福祉士修学資金等貸付規定等の規定に従い返還いたします。

月額	50,000 円		
借受日	本契約月を第一回として以降6か月分を毎年4月と10月に借り受ける		
入学準備金	借入額 200,000 円	借受日	第1回目の借受日
就職準備金	借入額 200,000 円	借受日	卒業月
国家試験対策費用1	借入額 40,000 円	借受日	卒業年度及びその前年度の最初の貸付月
国家試験対策費用2	借入額 40,000 円	借受日	卒業年度及びその前年度の最初の貸付月
生活費加算月額	借入額 0 円	借受日	月額借受日に同じ
貸付利子	無利子		
借用期間	令和5年4月 から 令和7年3月		

借受人

住所 千葉県我孫子市新木野 4-23-5

氏名 KHUONG THI DUYEN

生年月日 昭和 ・ 平成 14 年 11 月 28 日 (20 歳)

連帯保証人

住所 千葉県我孫子市布佐 834-28

氏名 医療法人社団 創造会

理事長 土井 紀弘

TEL 04-7189-1111

借受人が本借用証書により借り受けることについて同意します。

借受人の法定代理人

住所

氏名

借受人との関係

借受人の法定代理人

住所

氏名

借受人との関係

(貸付の目的)

第1条 この貸付は、介護福祉士及び社会福祉士(以下「介護福祉士等」という。)を養成する県内の学校、養成施設に在学する者等で将来県内において介護福祉士等の業務に従事しようとするものに対し修学資金を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もって福祉・介護人材育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

(貸付決定の解除)

第2条 千葉県社会福祉協議会(以下「協議会」という。)は、修学資金の貸付を受けた者(以下「借受人」という。)に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、貸付の決定を取消すものとする。この場合において、協議会は、該当事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付を行わないものとする。

- 一 退学したとき。
- 二 心身の故障のための修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 三 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- 四 死亡したとき
- 五 その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき

2 協議会は、借受人が休学し、又は停学の処分を受け、あるいは一ヶ月以上引き続いて欠席したときは、これらの事由の生じた日の属する月の翌月分から当該事由の解消した日の属する月の翌月分から当該事由の解消した日の属する月の分まで貸付けを行わないことができる。

3 協議会は、借受人に正当な理由がなく、次条の届出義務に違反したときは、修学資金の貸付を一時保留することができる。

(届出義務)

第3条 借受人は、次に掲げる事情が生じた場合には、その旨を直ちに協議会に届け出なければならない。

- 一 借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他の重要な事項に変更があったとき。
- 二 借受人が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
- 三 借受人が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。
- 四 借受人が留年したとき。
- 五 修学資金の借受けを辞退するとき。

2 借受人は、返還の義務を負うことがなくなるまで、毎年3月31日現在の現況報告書(現況報告書・業務従事期間証明書)を協議会に提出しなければならない。

3 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに協議会に届け出なければならない。

4 第1項及び前項による届け出は、借り受けた修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

5 借受人が、県内において介護福祉士等の業務に従事したときや業務従事先を変更したときは業務従事届(現況報告書・業務従事期間証明書)により、直ちに協議会に届け出なければならない。

(勤務期間の計算)

第4条 修学資金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、介護福祉士等の業務に従事した日の属する月から業務しなくなった日の前日の属する日までの月数による。

(返還)

第5条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から月賦又は半年賦の均等払い方式により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。なお、返還額の上限は、月賦の場合にあっては3万円、半年賦の場合にあっては18万円とする。

- 一 貸付契約が解除されたとき。
- 二 介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、又は県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- 三 県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなつたとき。
- 四 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなつたとき。

(延滞利子)

第6条 修学資金の貸付を受けた者が正当な理由がなく貸付金を返還しなければならぬ日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

(返還債務の当然免除)

第7条 協議会は、借受人に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- 一 介護福祉士養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務に従事し、かつ介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、引き続き5年(過疎地域において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者が返還免除対象業務に従事した場合にあっては、3年という。)の間、引き続き、これらの業務に従事したとき
- 二 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務を継続して従事することができなくなつたとき

(返還の債務の履行猶予)

第8条 協議会は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号にあげる事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができる。

- 一 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設に在学しているとき
- 二 貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業後、引き続き、他種の養成施設等において修学しているとき

(個人情報の取扱い)

第9条 協議会では、個人情報について「千葉県社会福祉協議会個人情報保護規程」及び「千葉県社会福祉協議会におけるコンピュータ情報システムの運用管理に関する規程」を定め、協議会はこの各規程に基づいて個人情報を取り扱うものとする。借受人、連帯借受人及び連帯保証人は個人情報がこの各規程に基づいて取り扱われることについて同意するものとする。

【貸付金の振込先】

金融機関名	(店番号) 支店名	預金種目	口座番号	(フリガナ) 口座名義
千葉銀行 信金 信組・農・漁協	(281) 印西 支店 出張所	普通・当座	5832112	クワンティズエフ クワンティズエフ

記載事項を確認の上、本借用証書の写しを受領しました。

2023年 7 月 6 日

借受人

KHUONG THI DUYEN



介護福祉士修学資金借用証書

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

借用金額 1,680,000円

私は、修学生として上記金額を次のように借り受け、この資金は、本借用証書記載に各条項を厳守するほか介護福祉士修学資金等貸付規定等の規定に従い返還いたします。

月額	50,000 円		
借受日	本契約月を第一回として以降6か月分を毎年4月と10月に借り受ける		
入学準備金	借入額 200,000 円	借受日	第1回目の借受日
就職準備金	借入額 200,000 円	借受日	卒業月
国家試験対策費用1	借入額 40,000 円	借受日	卒業年度及びその前年度の最初の貸付月
国家試験対策費用2	借入額 40,000 円	借受日	卒業年度及びその前年度の最初の貸付月
生活費加算月額	借入額 0 円	借受日	月額借受日に同じ
貸付利子	無利子		
借用期間	令和5年4月 から 令和7年3月		

借受人

住所 千葉県我孫子市新木野 3-18-6

氏名 NGUYEN THI VU NHU

生年月日 昭和 ・ 平成 15 年 8 月 24 日 (19 歳)



連帯保証人

住所 千葉県我孫子市布佐 834-28

医療法人社団 創造会

氏名 理事長 土井 紀弘

TEL 04-7189-1111



借受人が本借用証書により借り受けることについて同意します。

借受人の法定代理人

住所

氏名

(実印)

借受人との関係

借受人の法定代理人

住所

氏名

(実印)

借受人との関係

(貸付の目的)

第1条 この貸付は、介護福祉士及び社会福祉士（以下「介護福祉士等」という。）を養成する県内の学校、養成施設に在学する者等で将来県内において介護福祉士等の業務に従事しようとするものに対し修学資金を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もって福祉・介護人材育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

(貸付決定の解除)

第2条 千葉県社会福祉協議会（以下「協議会」という。）は、修学資金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、貸付の決定を取消すものとする。この場合において、協議会は、該当事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付を行わないものとする。

- 一 退学したとき。
- 二 心身の故障のための修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- 三 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- 四 死亡したとき
- 五 その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

2 協議会は、借受人が休学し、又は停学の処分を受け、あるいは一ヶ月以上引き続いて欠席したときは、これらの事由の生じた日の属する月の翌月分から当該事由の解消した日の属する月の翌月分から当該事由の解消した日の属する月の分まで貸付けを行わないことができる。

3 協議会は、借受人に正当な理由がなく、次条の届出義務に違反したときは、修学資金の貸付を一時保留することができる。

(届出義務)

第3条 借受人は、次に掲げる事情が生じた場合には、その旨を直ちに協議会に届け出なければならない。

- 一 借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他の重要な事項に変更があったとき。
- 二 借受人が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
- 三 借受人が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。
- 四 借受人が留年したとき。
- 五 修学資金の借受けを辞退するとき。

2 借受人は、返還の義務を負うことがなくなるまで、毎年3月31日現在の現況報告書（現況報告書・業務従事期間証明書）を協議会に提出しなければならない。

3 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに協議会に届け出なければならない。

4 第1項及び前項による届け出は、借り受けた修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

5 借受人が、県内において介護福祉士等の業務に従事したときや業務従事先を変更したときは業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）により、直ちに協議会に届け出なければならない。

(勤務期間の計算)

第4条 修学資金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、介護福祉士等の業務に従事した日の属する月から業務しなくなった日の前日の属する日までの月数による。

(返還)

第5条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から月賦又は半年賦の均等払い方式により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。なお、返還額の上限は、月賦の場合にあっては3万円、半年賦の場合にあっては18万円とする。

一 貸付契約が解除されたとき。

二 介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、又は県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。

三 県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。

四 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(延滞利子)

第6条 修学資金の貸付を受けた者が正当な理由がなく貸付金を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

(返還債務の当然免除)

第7条 協議会は、借受人に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- 一 介護福祉士養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務に従事し、かつ介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、引き続き5年（過疎地域において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者が返還免除対象業務に従事した場合にあっては、3年という。）の間、引き続き、これらの業務に従事したとき
- 二 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務を継続して従事することができなくなったとき

(返還の債務の履行猶予)

第8条 協議会は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号にあげる事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができる。

- 一 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設に在学しているとき
- 二 貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業後、引き続き、他種の養成施設等において修学しているとき

(個人情報の取扱い)

第9条 協議会では、個人情報について「千葉県社会福祉協議会個人情報保護規程」及び「千葉県社会福祉協議会におけるコンピュータ情報システムの運用管理に関する規程」を定め、協議会はこの各規程に基づいて個人情報を取り扱うものとする。借受人、連帯借受人及び連帯保証人は個人情報がこの各規程に基づいて取り扱われることについて同意するものとする。

【貸付金の振込先】

金融機関名	(店番号) 支店名	預金種目	口座番号	(フリガナ) 口座名義
京葉 銀行・信金 信組・農・漁協	(281) 印西 支店 出張所	普通・当座	5829762	ケインテイウニユ ケインテイウニユ

記載事項を確認の上、本借用証書の写しを受領しました。

2023年 7 月 7 日

借受人

NGUYEN THI KUNHU